

第 1 4 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 3 年 8 月 5 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 16 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出欠者 出席者 16 名 欠席者 0 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定につ
いて

議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用
配分計画について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による転用計画変更について

議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（16 名）

1 番	吉田 孝行	2 番	中村 伸秀
3 番	松永 博視	4 番	岡本 義照
5 番	近藤 茂	6 番	井寺 知江子
7 番	成清 輝美	8 番	角 豊明

9 番	中村 浩章	10 番	北原 良輝
11 番	城戸 慎吾	12 番	溝口 弘之
13 番	城戸 孝行	14 番	富安 春二
15 番	古賀 重満	16 番	坂本 好教

本会議に欠席した農業委員 (0名)

会議に出席した事務局職員

事務局長 田 中 幸 裕
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後1時30分 開会

○事務局

皆さんこんにちは。それではまもなく総会を始めさせていただきたいと思っておりますので、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにさせていただきますようによろしくお願いいたします。

○議 長

皆さんこんにちは。皆さん大変お忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。また、コロナがだんだん酷くなってとか広がっているようでございますので、くれぐれも皆さん方コロナにかからないようによろしくお願いいたしますと思っておりますけれども。それではただ今から、第14回農業委員会総会を始めさせていただきます。今回も、新型コロナウイルス感染症の対策として、出来るだけ短時間での総会となるよう、事務局からの説明は簡潔にお願い致します。また、発言される委員は、議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響のないご質問につきましては、最後の協議事項の際にお願いを致します。本日の総会は、報告事項が2件、議案が7件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、1番の吉田孝行委員、15番の古賀重満委員にお願いいたします。

それでは、報告事項にはいります。報告第1号及び第2号について、事務局の説明

をお願いします。

○事務局

今回も出来るだけ簡潔に説明させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。議案書の1ページをお願ひいたします。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について
でございます。

1項から3項までの3件につきましては、後ほど、議案第2号にて付議いたします中間管理事業へ移行するための解約でございます。2ページをお願いします。4項は後ほど議案第4号に、5項は議案第5号に付議いたします件で、それぞれ売買のため、転用のための解約でございます。6項は自作のための解約となっております。続きまして3ページをお願い致します。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画の認定について
でございます。

認定農業者に関する報告でございます。今回、再認定が5経営体、新規が1経営体の認定となっております。新規の1件は、構成員の変更によるものでございまして、実質的には再認定と同様の内容になってございます。令和3年7月1日現在での認定農家数は前回までと同じく172経営体でございます。報告の説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の4ページをお願ひいたします。

議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について

でございます。

第1項 氏名、____、住所、筑後市大字前津、経営形態、梨・桃、面積359a、農業労働力、計3名でございます。農地買入れの相談があっているため、具体的な場所というのはまだ聞いておりませんが、事前にこういった登録をしておきたいということでございます。説明は以上でございます。

○議長

議案第1号について、質問のある方はどうぞお願いをいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画について
でございます。

農地中間管理事業を活用しての利用権設定でございますが5項までございますが、第1項のみ説明をさせていただきます。所在、上北島、地目、田3筆、面積計の2,191㎡、利用権は賃貸借、貸人、上北島の____、借り人、久富の____株式会社代表取締役社長____、利用目的はニンニク・玉ねぎ、借賃は10アールあたり3万円、期間は9年間でございます。また、この____株式会社さんは全体の収入に占める農業の収入が過半に達しないようになっていらっしゃるから、農地所有適格法人ではなくなっていらっしゃるから、解除条件付の契約をされましての利用権設定となっております。以降につきましてはご参照をお願いいたします。説明は以上でございます。

○議 長

事務局の説明が終わりました。議案第2号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書は8ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

利用権設定は借り人で1件となっております。所在は水田、地目、田5筆、面積計4,991㎡、貸人は1と1-2、1-3それぞれ所有者は異なりますが、代表相続人は全て_____さんとなっております。借り人は、水田の_____さん、利用目的は全て米でございます、上から4筆が裏作の期間借地が現在入っておりますため表作のみの設定となっております。最後の1筆は通年でございます。借賃は反当たり米60キロ、期間は3年間でございます。続きまして集計の説明をさせていただきます。議案書の9ページをお願いいたします。括弧書きは中間管理事業分ですが、全体の総数のみ読上げさせていただきます。先ず総計でございます。田、9件、面積、14,750㎡、畑はございません。新規・再設定別では、新規が9件、通年・期間借地の別では、通年が7件、期間借地2件、小作料納入別では、金納が6件、物納が3件でございます。右の表をお願いいたします。貸借期間別でございますが、3年が3件、9年が1件、10年が5件となっております。議案第3号の説明は以上でございます。

○議 長

事務局の説明が終わりました。議案第3号について質問のある方はどうぞお願いいたします。どうぞ。

○委員（5番）

これは参考までですけどあの共有者といいますか、法定相続人ですね同意第3号の1項から1の3までですけど、同意の割合というのは、どれくらいの・・・必要でございますかね。共有地だから共有者がいらっしゃるわけですよ。半分以上は。全員というわけじゃないと思いますけど。半分以上は、過半数以上はあるわけですよ。

○議長

どうぞ。

○事務局

すいません、同意というのは例えばあの1の3ですと、持ち分が2分の1ずつもつていらっしゃる土地があるんですけども、こちらはもう亡くなられていらっしゃいますんで、代表相続人の受け手のほうの同意という意味ですかね。（そうです。）

そういった意味ではですね、農地法の3条とか農地法の届出では全ての方の同意書をいただいているところなんですけれども、この利用権設定につきましてはですね、農業経営基盤強化促進法によって市長が貸付とかの集積計画をつくるという位置付けになっていることからですね、この代表者の方だけの届け出で受付をしております。そういった意味で、その方以外の相続人さんが何人いらっしゃるかとかいう部分もですね、確認まではしていません、実際には届け出に来られた方が代表者として出していただいたことで受付をしている案件になってきます。

○委員（5番）

そうしますと、基盤法でいけば共有者というか法定相続人が何名いらっしゃるが、代表相続人ですね意思で出来るということですね。

○事務局

はい。そういった形で受け付けをさせていただいております。

○議長

いいですか。（分りました。）他にありませんか。

【質問なし】

他に無いようでございますので採決をとります。

議案第3号について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第4号、農地法3条でございます。第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の方は10ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在、前津、地目、樹園地2筆、面積計2,456㎡、渡人、愛知県の_____さん、受人、前津の_____さん、申請事由は渡人の離農のためでございます。売買価格は総額で____万円でございます。これは、作物はぶどうでございますけれども、この上物込みでということでございます。第1項の説明は以上でございます。

○議長

第1項について、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今事務局の説明どおりであります。審議の方よろしくをお願いいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第4号第1項について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので、採決をとります。

第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在、鶴田、地目、田1筆、面積854㎡、渡人、久留米市の

_____さん、受人が鶴田の_____さん、作物は米・麦で、売買価格は総額の約____万円とされております。説明は以上でございます。

○議長

第2項について担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

ただ今事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、議案第5号、農地法第4条の転用でございます。本日の案件は2件でございます。それでは、第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。それでは議案書11ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、所在、新溝、地目、田2筆、畑4筆、面積は637㎡でございます。申請人は、筑後市新溝の_____さん、同じく新溝の_____さん、同じく新溝の_____さん、同じく新溝の_____さん、申請事由は道路拡張となっております。場所の確認をお願いします。地図の1Pになります。（地図により位置説明）今回の申請に至った経緯としましては、先ず、当該申請農地に接する道路が非常に狭いこと、それと、当

該農地の西側の農地への進入路となっておりますが同じく非常に狭いということ、それと、申請地の西隣にお宮、若宮神社の新宮というのがありまして、年間数回の祀り行事がありますけれども、近隣の住民の方からの強い要望を受けたこと、などにより、既存道路に沿って農地を所有する申請人で道路を拡張することになったものでございます。既存道路のですねこの幅員、巾ですけれども12か所ポイントを落としてあるんですが平均が2.14m、一番狭いところで1.60mと、一番広いところで2m60ほどということになってございます。なおですね、これらの道路拡張については、工事が終わりましたら6m道路で舗装されて、排水溝も設置される計画でですね、工事が完了したときには市に寄付されることになっております。こちらの農地区分ですけれども第2種農地と判断しております。またですね、備考欄に書いておりますけれども、新溝の2筆ですね、これは青地でしたけれども、令和3年6月25日に農振除外が完了しているところでございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

ただ今事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては地図は2ページになります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第5号第1項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、第2項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、第2項、所在、津島、地目、田1筆、面積は1,805㎡、申請人は、筑後市野町の_____さん、申請事由は、農地改良、田から畑となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページをご覧ください。（地図により位置説明）こちらの農地については、立地上、米麦作には不向きのため畑にされるということでございます。盛土はですね60センチメートルほど、自己所有の農地の表土で盛土されるということでございます。一時転用となっておりますのは、田から畑へ農地改良する工事期間、転用許可後から予定では3ヶ月、について農地改良を行う期間となっているところです。こちらの農地は第1種農地でございます。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

事務局の説明とおりです。地図は2ページです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はどうぞお願ひいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第5号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第6号、5条転用の変更について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書12ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による転用計画変更申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在は西牟田、地目は田1筆、面積は998㎡、渡人は筑後市西牟田の_____さん、受人は筑後市山ノ井の有限会社_____代表取締役_____さん、変更計画申請事由は、当初計画の建売住宅用地から、自社用資材置場へ計画変更するものとなっております。これは、道路をですね市に寄付することで話が進んでおりましたけれども、隣接地、北側に設置してある民有地のブロック塀が道路側にはみ出してきておってですね、通行に支障のある場合は市道認定できないということで、計画がとん挫したところでございます。このブロック塀につきましては、所有者に対して再三、改築等の申し入れをされているそうですけれども、改築の回答が得られていないということでございます。そうなりますと道路の位置指定がとれないと、建築許可が下りないということで、今回、計画変更申請となったところでございます。また_____さんは、現在資材置き場は所有されておられません。場所の確認をお願いします。地図の3ページをお願いします。（地図により位置説明）令和2年2月許可を行った案件でございまして、現況としましては、もうすでにですね造成工事も終了して、コンクリートブロックも施工済み、排水溝も設置済みでございます。こちらの農地区分につきましてはですね、第3種農地ということになっております。現況はそこに書いておりますように雑種地ということですので。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

ただ今の事務局の説明どおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第6号について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

さっき、ブロック塀の云々ちゅうのはもうちょっと説明せんでよか。

○事務局

ブロック塀がですね、この申請地の北側になりますから、地図の上の方にそってブロック塀があるわけですが、ちょっと老朽化しておりますこれが道側にですねはみ出しているわけですね、やっぱりそうなりますとその危険性もありますし、再三所有者の方にお話をされるんですけども一向に改善がしないと、いうことですね、やっぱり道路の認定も出来ないということで、転用事業者さんもそういう危ないところをなかなか売るとはちょっと厳しいということで今回資材置場ということで変更がなされたものでございます。

○議長

相手の人がうちあわっしゃれん、表現が悪いけど反応がないちゅことやろ。

○事務局

そうですね。道と北側の個人の土地の境目に北側の方がですね、ブロック塀を作っでらっしゃって、それが、グラグラしているわけでは無いんですけどもですね、道に、境界辺りに掛かって建っていると。その構造物があるまま市の方は道路として貰うわけにはいかないということで、市の方が道路を寄付として貰うのであれば道路の敷地内にはブロック塀が無い状態にしてくれと言うことなんですけど、なかなか相手の方はそれには今のところ応じられる予定は無いというような状況のようです。そういったことから一旦はこの開発については諦めて、自社の資材置場に使われるというような計画変更になっております。

○議長

それでは、改めて議案第6号について質問はありませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することにいたします。

次に、議案第7号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は4件ござい

ます。それでは第1項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の13ページをご覧ください。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

でございます。

第1項、契約、売買、所在、水田、地目は畑1筆、面積406㎡、渡人は筑後市水田の_____さん、受人は筑後市水田の社会福祉法人_____理事長_____さん、申請事由は保育所園庭となっております。場所の確認をお願い致します。地図の4ページをご覧ください。_____のですね園舎西側にあたる場所で、保育所園庭の計画となっております。こちらの農地区分は、第3種農地ということで判断を致しております。申請地のですね南側の宅地ですね、緑色のところ、駐車場と書いてございますけれども、そこ一体利用地で430㎡となっております。よって、園庭としては合計の836㎡での利用予定となっております。こちらの方洗い場の方も作られるということで、周りをコンクリートブロックで排水対策をしております。_____さんは定員150人で園庭が元々不足していたところでですね、今回こちらの方を整備をされるというところがございます。売買価格は____万円、坪単価の_____円となっております。（ごめん、声が小さくて聞こえん、後ろ、もう少し声を張って。今のところ、金額からで）分りました。それではあらためまして、売買価格は____万円、坪単価の_____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

ただ今事務局より説明のあったとおりでございます。地図は4ページに載っております。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、議案第7号第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号第1項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。次に、第2項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは第2項、契約、賃貸借、所在、野町、地目は田が4筆、面積合計4,646㎡、貸人、筑後市野町の_____さん、借人は、朝倉市一ツ木の株式会社_____代表取締役_____さん、申請事由は、店舗建設という計画になってございます。場所の確認をお願い致します。地図の5Pをお願いいたします。（地図により位置説明）店舗は東側に1,717.54㎡で駐車場が約80台という計画になってございます。こちらの案件はですね、先ほど言いましたように4,646㎡であり、3,000㎡以上になりますので、開発行為申請となり、許可の際は同時許可という形になります。なおですね、こちらの申請地の方は国道からやや低い状態にあるためですね、約1m50cmほどの土盛りをする計画となっております。こちらの農地区分につきましてはそこに書いておりますように、第3種農地という判断をしてございます。賃貸借の契約につきましては、月額約____万円ほどとなっております。説明は以上でございます。

○議長

それでは説明が終わりましたので、第2項について質問のある方はお願いいたします。

○委員（11番）

すいません、今の月額____万円の単位はなんでしょうか。

○事務局

月額____万円でございます、全部です。（分りました、すみません。）

○議 長

他にありませんか。___委員どうぞ。

○委 員（1番）

ちょっと分らないんで確認なんですけど、先ほど造成ちゅうか土盛りの必要があると言われましたけれども、これについては普通なんか一般的には所有者がしたあと貸し出すちゅうとが、ち聞きよったと思いますが、今回の場合には所有者がされるのか、借りられる方が造成をされるのかちょっと確認だけです。

○事務局

こちらの方は借りられる方の方で造成工事はされるということでございます。

○事務局

4条と5条の違いになってきますけれども、自分が盛土して貸すということになると、転用事業者はご自分で4条になります。で5条ということは造成したりとかするのは借りる側、転用する側の方がですね、所有者と違う方がされるといったことになりますので、5条ですので借手がされるということになっています。

○議 長

他にありませんか。どうぞ___委員。

○委 員（4番）

これは何年契約とかは、契約期間。

○事務局

契約期間は20年間の予定でございます。

○議 長

他にありませんか。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号第2項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、議案書の14ページをお願いいたします。第3項、契約、売買、所在、西牟田、地目、畑1筆、面積313㎡、渡人は筑後市西牟田の_____有限会社代表取締役_____さん、受人は、筑後市一条の_____さん、申請事由は、自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の6Pです。(地図により位置説明)

こちら自己住宅95.76㎡の計画となっております。こちらの農地区分につきましては第3種農地という判断をしてございます。こちらのほう実はですね、平成24年2月に住宅用地として_____さんが5条転用許可を受けたところですが、諸般の事情で実行されないままになっていたものです。ですので転用事業者がまた変更になるためですね、新たに5条新規申請していただくということで、ま、農地は普通は会社とか持てないんですけどもそういうことで今回こういうふうになっているところでございます。説明は以上です。それとですね、こちらのほう総額の___万円、坪単価の_____円、あとまあ造成の費用が___万円あっておりますので、それを合わせますとですね、合計は___万円で造成まで込みの坪単価は_____円ほどということになってございます。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

今事務局からお話があったとおりですけど、少し付け加えさせていただきますと、一応_____さんは職業が不動産業者ということでですね、24年の3月に所有権移転登記を済ませておられて、その内容がですね、諸般の事情と言われましたけれども資金繰りがつかんような、7月の10日に書類を確認したところ、始末書が添付されておったんですよ、それで、内容を見ますと今申し上げたとおり所有権移転登記はしてるんですよ、そして不動産登記法に基づく地目変更は行わずにですね今までほら、畑というようなことですね、10年間来ておられて、そういう不動産業者でありながらですね、その始末書一つで今度は転用業者から反対の売り渡しになってですね、

そういうことをするということになると思います、ま、面積が319㎡ぐらいだからですね、その大きな面積じゃないけど投機目的とかそういうことじゃないと思いますけど、確認の印をうった時にですね、なんか釈然としないようなですね、普通の方だったらそう思いませんが、今まで10年間やっておられてですね、資金繰りちゅうかですね、つかなかったということでほったらかしておられたからですね、やっぱり始末書さえ提出すればですね何でも出来るかなというようですね、ちょっと釈然としないような気がしました。一応私からは以上です。慎重なご審議をお願いしたいと思います。

○議長

それでは説明が終わりましたので第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号第3項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、契約、売買、所在、西牟田、地目、畑1筆、面積213㎡、渡人は福岡市東区の_____さん、受人、広川町一條の_____さん、_____さん、各持ち分は2分の1でございます。申請事由は、自己住宅建設という計画になってございます。場所の確認をお願いします。同じく地図の6P、今度は下側ですね、になります。（地図により位置説明）自己住宅85.57㎡の計画となっております。こちらの農地区分はですね、第3種農地と判断してございます。こちら総額____万円、坪単価約____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

担当委員の説明をお願い致します。

○担当委員

ただ今の事務局の説明のとおりであります。地図は6ページになります。慎重な審議をお願いします。

○議 長

説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第7号第4項について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第14回農業委員会を閉会いたします。

午後3時16分 閉会